

行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会（第 7 回） 議事概要

- 1 日時：令和 7 年 8 月 26 日（火）14:00～15:15
- 2 場所：総務省（中央合同庁舎第 2 号館）8 階第 2 特別会議室及びオンライン
- 3 出席者：（構成員）
大屋座長、江間構成員、宍戸構成員、原田（久）構成員、原田（大）構成員、山本構成員、吉永構成員
（総務省行政管理局）
平池行政管理局長、佐藤審議官、田上調査法制課長、岡崎法制管理室長

4 議事概要

（1）開会

（2）議題（1）中間整理（案）について

事務局から、中間整理（案）について説明を行った。

（3）議題（2）意見交換

中間整理（案）について、意見交換を行った。構成員からは、以下のような意見があった。

【基本的な認識について】

- ・ サービスの提供主体を消費者が選択できる民間と異なり、行政サービスの提供主体は特定の行政機関に限定され、利用者のサービス選択可能性が乏しいと考えられることから、行政における AI 利活用のルールを策定するに当たっては、行政サービス内容の透明性の担保に加え、公正性・公平性の担保が民間以上に重要という点に留意して検討する必要がある。

【行政通則法の観点から対応すべき事項等を示す「ガイドライン」について】

- ・ ガイドラインにおいて AI 利活用の態様に応じた分類的な整理する際の観点の一つである「不利益処分かどうか、授益的行為かどうか」について、国民の権利利益への影響の性質として不利益であるか授益であるかで分類するのか、申請に対する処分と不利益処分とを規律する現行の行政手続法との関係で分類するのか、いずれであるかを明確にして整理すべき。行政手続法の整理に即して「（授益につながるような）申請に対する処分」と「不利益処分」による分類としてはどうか。
- ・ ガイドラインでは、現在行政通則法で規律されているわけではない事項に関する内容も含まれ得るため、多義的な内容となることが予想され、各府省からは AI 利活用に当たっての留意点を各法の規律との関係のみに限定せず幅広く示すことが求められていることに留意が必要。

- ・ ガイドラインにおいて AI 利活用の態様に応じた類型パターンを示したとしても、実際の AI 利活用においては複数の類型に該当することも十分考えられ、その場合の対応について検討が必要。
- ・ ガイドラインは行政における円滑かつ適正な AI 利活用の促進を目標とすべきであるので、ガードレールの提示にとどまらず、例えば AI 利活用の好事例や行為規範的な観点を示すなど、各行政機関における AI 利活用を後押しするような内容は、政府の他の取組によってカバーされている範囲との関係に留意しつつ、幅広く盛り込むべき。

【将来的に想定し得る検討課題について】

- ・ 「プッシュ型給付」についてはあくまで金銭等の給付を念頭に置いたものとした上で、申請に当たって必要となる情報提供等に対する行政統制については、行政情報の提供に対する規律に係る議論において別途検討することと整理すべき。
- ・ 行政処分の過程における行政と国民のやり取りの中には、行政処分として位置付けられない行為も含まれる場合があるが（例：ある申請への記載事項を、行政の窓口システムによって他の申請の記載事項に転記する）、AI の利活用が進展・拡大する中で、どの部分を行政処分と構成するのか、位置付けない場合における権利利益や透明性・公正性をどのように担保するのかについて、将来的に検討が必要。
- ・ 多くの行政作用において、国の行政機関間、国－地方公共団体の間、地方公共団体間で情報提供がなされている。このような行政主体間での行政情報のやり取り・共有については、もとより国民との関係で実質的な責任の所在や分担関係が曖昧になる場合があり得るところ、AI 利活用の進展・拡大により一層曖昧になるおそれがある一方で、行政情報のやり取り・共有のプロセスを可視化し実効的な統制・制御を可能とする機会ともなり得る。AI を利活用した行政主体間の行政情報のやり取り・共有が、国民の権利利益に関わるような場合、行政通則法的な観点でどのような対応が考えられるか、将来的に検討が必要。
- ・ さらに将来的には、今後 AI の利活用が進展・拡大すれば、例えば手続法の規律の一部を組織法的に規律する必要が生じたり、作用法的な規律が次第に組織法や手続法に変化したりすることも予想されるなど、「行政手続法」の外縁とする範囲にも影響を及ぼすのではないか。

（４）閉会

事務局から、次回日程等の案内を行った。

以上